

山崎 誠さん（超党派議員連盟「原発ゼロの会」・立憲民主党衆院議員）講演

つくろう！原発ゼロ基本法

雨の中、寒い中お集まりいただきまして本当にありがとうございます。私し原発ゼロの会世話人のをやっておりまして、お話のありました原発基本法案を昨年3月9日に提出させていただきました。その起案に当たって担当させていただきましたのでその経緯等をお話しさせていただきます。

原発はもういらぬ、世界で相手にされていないということはここに来ていらっしゃる皆さんはもう感じていらっしゃると思います。感じていないのが今の政府でリーダーとなって政治を動かしている。この現実を何とかしないとイケない。まずみなさんとここを共有したいと思います。そのために常識として今、世界はどうなっているのかをまずお話ししたいと思います。

まず世界は完全に自然エネルギー・再生可能エネルギーに舵を切っている。この現実。例えば中国は今太陽光発電世界一の国です。二番目はアメリカなんですが中国は3倍近く発電量を持っています。風力発電もそうなんです。2017年の新しい発電施設の内70%は再生可能エネルギーなんです。残りの30%はほとんどが化石燃料です。原発はほとんどゼロに近い。あの東芝のみなさん、アメリカでのていたらわかりますよね。日立もイギリスへの輸出を中止をせざるを得ない。なのに日本だけ原発と言っている。原発は危ない、危険だからというだけではありません。経済的に完全に成り立っていません。だから世界は持続可能な将来性のある産業に舵を切っています。

私たちは国会でこの議論をいつもしています。政府、世耕大臣と毎回経済委員会で議論するんですがいまだに「安くて・クリーンで」と言うんですよ。安いわけありません。この前にも日本経済政策センターというところが福島事故の対応費用がまた上がりました。前回70兆円と発表していましたが今回81兆円にもなった。汚染水対策に40兆円もかかりますよと言うんです。もう対策費はうなぎのぼりです。電気代にのせたら日本は大変なことになります。こういう中で政治が舵を切らない。第5次エネルギー計画でまだ原発が20~22%動かそうとしています。世界は舵を切ってるのに何故日本だけ舵を切れないのか。それはひとえに政治です。政治が決断しないからなんです。だから経済界もいまだに原発だ原発だという人が残ってしまっている。決断した途端に産業界も元気になると思います。

中国の今は自然エネルギーで大儲けしています。太陽光のパネルメーカーどこが上位ですか。風力発電も中国なんです。そうやって新しい産業に乗り出しています。日本は原発にしがついてるので経済もうまくいってない。なので私たちはこのゼロ基本法案を政治の意思としてきちっと通したい。

私たちの法案はいろんな意見もありますが、とにかく原発はとめる。再稼働はしないを大きな柱に掲げています。実は昨年この法案を作る過程で「再稼働」の余地は残した方がいいのではないか、緊急事態の時に原発を動かせるようにしといた方がいいのではないか当初は条件付きで考えていました。しかし全国を回って皆さんの意見を聞いたら「再稼働」はいい。必ずこの再稼働については反対の声が上がりました。なのでこれは国民の声として再稼働はしないと決断しました。

今動いている原発も速やかに停止をしてこの法律が施行してから5年以内に全原発の廃炉を決定します。廃炉作業自体は40～50年かかりますのでまずは廃炉を決める。5年何故かかるかと言うと2年間は原発を動かしているたくさんの法律を全部ひっくり返します。停めるための法律を作ります。あるいは法改正や廃止をします。3年間で新しい法体系に基づいて廃炉を進める。現実的だと思います。

第二の柱は省エネ。2030年までに2010年比で30%の削減をやろうということです。これはみなさんにランプでの生活をしてもらうというものではありません。今無駄に使われている電気を少し削減していけば十分に達成できます。特に日本では「熱利用」で無駄な電気をたくさん使っています。建物の断熱改修とかが進んでいません。こういったことをしっかりとやるということです。

最後に2030年までに再生可能エネルギーで40%以上まかなおうというのが私たちの提案です。メガソーラーが乱開発でいやだな～と思ってる方はたくさんいらっしゃると思います。そうなんです今日本の問題は太陽光発電に寄りかかっているんですね。風力発電もやらなくてはいいけません。注目してるのは地熱発電。これもまだまだできます。こういうとまた自然保護とぶつかっていくんですけど、例えば温泉熱の利用を進める。熱い温泉と言うのはぬるくして、わざわざ水を入れて温泉旅館に入れています。この冷ます分の熱を使えば発電ができる。また潮流発電もあります。黒潮が流れているのでこれを電気に変える。すでに企業が実証実験をやっています。これ200GWとい潜在能力があります。1GWが原発1機分ですから全部使わなくてもこの原発数機分の電気を潮流発電でまかなえる。

以上何がいいたいかと言うと、いろんな再生可能エネルギーが日本中にあります。これをうまく組み合わせれば十分に原発なくともやっていけるどころではありません。化石燃料使わなくても日本の電気は供給できるんです。やらないだけなんです。皆さんのお力をいただいて何とかこの再生可能エネルギー100%に向けた取り組みに舵を切らせていただきたいとお願いをする次第です。やらないだけなんだ、私は自信を持って皆さんにお伝えしたい。

原発ゼロ基本法案を昨年3月9日に提出をいたしました。野党の皆さん協力してこれを提出した。経済産業委員会で審議するんです。昨年の通常国会1か月延長してるんですけどその1か月委員会は審議ゼロなんです。何も審議する内容のものがないのです。なのに私どもの提出したゼロ法案を審議しない。何故かと言うと自公が多数を握っている委員会の理事会が審議をさせないのです。1か月時間があるんですよ。なのに自公の委員は審議拒否をして審議しなくてはならないものを棚ざらしです。この現実を是非皆さんにお伝えしたい。臨時国会もありましたが経済産業委員会でかかった法案ゼロです。時間はたくさんあったのに原発ゼロ法案の審議はゼロで全く審議しない。よく野党が審議拒否、審議拒否と言いますがとんでもない、大事なところで審議拒否をしているのは自民・公明党です。どうか自民・公明の人に拒否するなよ、せめて審議をして議論をしよう。議論して私どもの言っている原発ゼロ社会が実現可能なかどうか、とくにどこに問題があるのかどうか、そこをしっかりと議論すればいいではないですか。今の国会で経済産業委員会にかかっているのは4つしかありません。対立法案ではありませんの～と行くと思います。そうするとゼロ法案また審議しない理由はまたないわけです。今日この場に野党全部そろってこういう集会でお話ができるということで本当に力を合わせてこの法案の審議を求めてまいりたいと思います。そして皆さんからも応援をいただきたいと思います。

私も原発事故にさまざまに取り組みさせていただいています。区域外避難者、自主避難者と呼ぶのですが、自分で判断して避難したけど好き好んで出た人は一人もいない。中には自衛隊の人が区域外だけ逃げた方がいいですよと声をかけて出た人もいますよ。本当に事故から避難した人はみんな等しく守られなければなりません。等しく人権が保障されなければいけない。元通りの生活再建がなされなければならない。まず3月31日で福島県からの経済支援が打ち切られます。この現実、今こそ国を挙げて国民の総意で福島の皆さんを救わなければいけないと思います。

福島県はもう限界にきている、福島に戻られている方々、分断が進んでいて疑心暗鬼の方々を残念ながら救えない、そういう極限状態の中で国民の皆さんが一致団結して護る。そういう展開になるような活動を私はやりたいと思っています。

脱原発基本法案

東日本大震災における原子力発電所の事故から学び取るべきものは何か。世界で唯一の原子爆弾の被爆国でありながら、虚構の安全神話の下で推進してきた我が国の電力政策の見直し、その重要な課題であることは論をまたない。

原子力発電は、潜在的な危険性の高さにおいても、放射性廃棄物の処理においても、信頼性及び安全性が確保されたエネルギーではない。一旦事故が起これば幾多の人々が故郷を追われ、働く場を失い、家族を引き裂かれるのみならず、周辺地域や国民経済に与える甚大な被害や人々の不安と恐怖を考えれば、むしろエネルギーとして、極めて脆弱なものであった。

原子力発電所において重大な事故が発生した場合に被害を受けるのは、原子力発電の利益を享受している現在の世代の人間にとどまらない。将来の世代の人間も、その事故に起因する数々の危険にさらされる。また、事故が発生しなくても、いまだに放射性廃棄物の最終処理の道筋が確立しておらず、仮に確立できたとしても、十万年以上の長い管理が必要とされる。原子力発電所の事故がもたらす重大な影響を知った我々は、今こそ「脱原発」の意思決定をする責務がある。

一方、今後の我が国は、低炭素社会を目指すとともに経済の活力を維持することが不可欠である。省エネルギーを一層推進すること、再生可能エネルギー電気を普及させること、発電方式等を高効率化すること、エネルギーの地産地消を促進すること等と併せ、原発立地地域の経済雇用対策も重要である。

このような状況に鑑み、原子力発電を利用しなくなることに伴う各般の課題への適確な対応を図りつつ、原子力発電を利用せずに電気を安定的に供給する体制を早期に確立することは緊要な課題である。

ここに、我々は、国家として「脱原発」を明確にし、その確実な実現を図るため、この法律を制定する。

(目的)

第一条 この法律は、原子力発電所の事故による災害が発生した場合に国民の生命、身体又は財産に重大な危険が生ずること及び経済社会に及ぼす被害が甚大になること、原子力発電の利用を継続した場合に使用済燃料（原子炉において燃料として使用された物質をいう。以下同じ。）の長期にわたる保存及び管理が一層困難となること等に鑑み、脱原発について、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、脱原発のための施策に関する基本的な計画について定めることにより、できる限り早期に脱原発の実現を図り、もって国民の生命、身体又は財産を守るとともに国民経済の安定を確保することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、「脱原発」とは、原子力発電を利用しなくなることに伴う各般の課題への適確な対応を図りつつ、原子力発電を利用せずに電気を安定的に供給する体制を確立することをいう。

2 この法律において、「再生可能エネルギー電気」とは、太陽光、風力等の再生可能エネルギー源を変換して得られる電気をいう。

(基本理念)

第三条 脱原発は、遅くとも、平成三十二年から平成三十七年までのできる限り早い三月十一日までに実現されなければならない。

2 脱原発を実現するに当たっては、電気の安定的な供給に支障が生ずることとならないよう、かつ、二酸化炭素の排出量の増加ができる限り抑制されるよう、省エネルギー（エネルギーの使用の合理化をいう。以下同じ。）が一層推進されるとともに、再生可能エネルギー電気及び天然ガスを熱源として得られる電気の利用の拡大が図られるものとする。

3 脱原発を実現するに当たって生ずる原子力発電所が立地している地域及びその周辺地域の経済への影響については、その発生が国の政策の転換に伴うものであることを踏まえ、適切な対策が講じられるものとする。

4 脱原発を実現するに際し、発電の用に供する原子炉は、その運転を廃止するまでの間においても、最新の科学的知見に基づいて定められる原子炉等による災害の防止のための基準に適合していると認められた後でなければ、運転（運転の再開を含む。）をしてはならないものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、脱原発を実現するための施策を総合的に策定し、脱原発を実現するため、省エネルギーの推進並びに再生可能エネルギー電気及び天然ガスを熱源として得られる電気の利用の拡大のために必要な政策を推進するとともに、脱原発を実現するに当たって生じ得る原子力発電所を設置している電気事業者等（以下「原子力電気事業者等」という。）の損失に適切に対処する責務を有する。

2 国は、前条の基本理念にのっとり、脱原発を実現するに当たって原子力発電所が立地している地域及びその周辺地域における雇用状況の悪化等の問題が生じないように、エネルギー産業における雇用機会の拡大のための措置を含め、十分な雇用対策を講ずる責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国の施策を当該地域において実施するために必要な施策を推進する責務を有する。

(原子力電気事業者等の責務)

第六条 原子力電気事業者等は、第三条の基本理念にのっとり、第八条第一項に規定する脱原発基本計画に基づいて、脱原発を推進する責務を有する。

(法制上の措置等)

第七条 国は、この法律の目的を達成するため、必要な関係法令の制定又は改廃を行わなければならない。

2 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(脱原発基本計画)

第八条 政府は、脱原発を計画的に推進するため、脱原発のための施策に関する基本的な計画（以下「脱原発基本計画」という。）を定めなければならない。

2 脱原発基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 発電の用に供する原子炉の運転の廃止に関する事項

二 電気の安定供給を維持し、及び電気料金の高騰を防ぐために必要な措置（省エネルギーの推進及び化石燃料の適切な調達を含む。）に関する事項

三 再生可能エネルギー電気及び天然ガスを熱源として得られる電気の利用の拡大並びにエネルギー源の効率的な利用に関する事項

四 発電に係る事業と変電、送電及び配電に係る事業との分離等の実施に関する事項

五 発電、変電、送電又は配電の用に供する施設によって構成される電力系統の強化等の電気の供給に係る体制の改革に関する事項

六 発電の用に供する原子炉の運転の廃止を促進するための原子力電気事業者等への支援その他脱原発を実現するに当たって生じ得る原子力電気事業者等の損失への対処に関する事項

七 原子力発電所が立地している地域及びその周辺地域における雇用機会の創出及び地域経済の健全な発展に関する事項

八 使用済燃料の保存及び管理の進め方に関する事項

九 発電の用に供する原子炉の廃止に関連する放射性物質により汚染された廃棄物の処理、放射性物質による環境の汚染への対処、原子炉において燃料として使用される物質の防護等のための措置に関する事項

十 発電の用に供する原子炉の廃止及び前号に掲げる事項に係る原子力に関連する技術並びにその研究水準の向上並びにそのための人材の確保に関する事項

十一 その他脱原発の実現に関し必要な措置に関する事項

3 内閣総理大臣は、脱原発基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定により脱原発基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあつては、当該行政機関）と協議するものとする。

5 原子力規制委員会は、前項の規定により内閣総理大臣に協議を求められたときは、必要な協力を行わなければならない。

概要

